

平成24年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

平成25年3月



目 次

はじめに	1
第1章 外部評価の概要	2
1 事務事業評価	2
2 財団等経営評価	3
第2章 事務事業評価に対する外部評価結果	4
○政策経営分野 区施設の改修・改良工事	4
緊急雇用創出臨時特例交付金事業	6
○区民生活分野 特別区民税、都民税徴収整理事務	8
商店街振興対策	10
○保健福祉分野 大規模災害見舞金・弔慰金の支給及び資金貸付	12
予防接種	14
○都市整備分野 区営住宅の提供	16
有料制自転車駐車場の運営	18
○教育分野 学校の支援	20
図書館運営	22
第3章 財団等経営評価に対する外部評価結果	24
○公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団	24
○社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	25
○公益社団法人 杉並区シルバー人材センター	26
○特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	27
○杉並区交流協会	28
第4章 まとめ	30
1 平成24年度評価を終えて	30
2 委員の総括意見	32
資料編	
資料1 外部評価委員会 委員名簿	33
資料2 平成24年度外部評価委員会の活動	33
資料3 杉並区外部評価委員会設置要綱	34

はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として平成14年9月に発足しました。今年度の評価は、平成11年度に開始した事務事業評価が14回目、外部評価が11回目を数えます。

区は、平成23年度に基本構想(10年ビジョン)を策定し、10年後の杉並区の将来像である「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現に向け、同時に策定した総合計画(10年プラン)、実行計画(3年プログラム)に掲げる様々な取組を開始しました。区民のニーズが多様化する中、より効果的・効率的な区政運営を行っていくためには、職員一人ひとりの意識改革・能力向上、予算や人材などの資源の有効かつ適切な活用、説明責任の徹底をこれまで以上に図り、組織力を高めていく必要があり、行政評価・外部評価の果たす役割は大きいと考えています。

当委員会の活動が区政の発展に寄与することを願いつつ、ここに平成24年度外部評価の結果を報告します。

平成25年3月
杉並区外部評価委員会委員一同

第1章 外部評価の概要

1 事務事業評価

(1) 評価の対象

平成24年度の杉並区の行政評価は、評価対象となる平成23年度が旧計画と新計画の狭間にあり、上位となる政策・施策の計画体系が存在しないことから、事務事業評価のみを実施しました(平成24年6月～7月)。

そこで、今回の外部評価については、平成23年度区政経営報告書に掲載した平成23年度の主要事業(82事業)を対象とし、そのうち10事業を外部評価委員会において選定し、事務事業評価表をもとに評価しました。

<対象事務事業評価>

分野	事業名	評価表
政策経営	区施設の改修・改良工事	27
	緊急雇用創出臨時特例交付金事業	109
区民生活	特別区民税、都民税徴収整理事務	83
	商店街振興対策	94
保健福祉	大規模災害見舞金・弔慰金の支給及び資金貸付	228
	予防接種	345
都市整備	区営住宅の提供	374
	有料制自転車駐車場の運営	392
教育	学校の支援	467
	図書館運営	535

(2) 評価の視点

事業の目的・目標が明確であるか、指標が適切か、評価の視点や課題認識、事務事業の改善・見直しの方向性や取組が妥当かなどについて評価しました。

また、分かりやすい記載内容となっているか、どのような視点や項目で評価があったらよりわかりやすくなるのかなど、評価表の記入方法についても評価を行いました。

2 財団等経営評価

(1) 評価の対象

区は、財政的な支援などを行っている6団体(以下「財団等」)に対する経営評価を行いました(平成24年6月~9月)。このうち、外部評価委員会委員がそれぞれ1団体を選択し、5団体を評価対象としました。

公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団
 社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会
 公益社団法人 杉並区シルバー人材センター
 特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク
 杉並区交流協会

(2) 評価の視点

外部評価では、区や財団等が実施した内部評価などをもとに、それぞれの事業目標の達成に向けた効率的かつ計画的な取組がなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価し、また、評価表の記入方法などについても、事務事業評価と同様、わかりやすい記載内容なのかどうなのか、あるいはどのような視点があったらもっとわかりやすくなるのかといった点から評価しました。

(参考)財団等経営評価に対する外部評価(20年度~23年度)

経営評価実施団体	外部評価実施団体		
	20年度	21年度	23年度
財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団			
公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団			
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会			
公益社団法人 杉並区シルバー人材センター			
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク			
杉並区交流協会			
財団法人 杉並区勤労者福祉協会 (23年度未解散)			
杉並区文化協会 (23年度未解散)			
杉並師範館 (22年度未解散)			

平成22年度は、外部評価を実施せず。

第2章 事務事業評価に対する外部評価結果

政策経営分野

区施設の改修・改良工事 (27)

事業の目的・目標		各施設の利用目的に沿った、安全で快適な施設を建設するとともに、既存施設の長寿命化とランニングコストの縮減を図ります。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		施設の一元管理として、区有施設の建築と修繕の計画、設計、工事、監督及び工事に伴う起工、支払い事務を行う。なお、修繕工事については、工事の必要性や優先度を判定し、修繕実施計画を作成する。		
		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	区施設の改修・改良工事起工件数	200件	221件
	成果指標	予算執行率	100%	99%
事業実績		区有施設の定期点検での指摘事項や、緊急的な対応に対する検証等を踏まえるとともに、施設の長寿命化や社会情勢の変化に対応するよう、施設の一元管理として、区有施設の建築・修繕の計画、設計、工事、監督等を行っています。		

【所管による自己評価】

評価と課題	昭和40年代から50年代に建築された施設では、設備機器や防水、外壁などが老朽化しているため、技術職員の視点から改修方法・工事費・優先順位を定めて、計画的な工事を進めました。また、長期修繕計画や外壁劣化調査の方法を作成するなど、施設の安全対策と経費削減に取り組みました。今後は、予防保全の観点から修繕計画を作成して効率的に施設を管理していく必要があります。
-------	---

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更	<input type="radio"/> 実施方法の変更		
<p>区民のニーズを考慮し、区の施設再編整備の計画の範囲内で既存施設の有効活用、統廃合、そして再配置を含めて適切な選択・優先順位付けを行い、整備を進める必要があります。さらに、首都直下型地震等に備え、災害時に拠点となる区立施設について、自家発電能力の向上を図るとともに、防災機能の一層の強化に取り組みます。また、新たな施設の建設が困難な現在の状況においては、計画的に予防保全措置を取って施設の延命化を図り、改修費の平準化に取り組んでいくことが求められるだけでなく、保全情報システム等を活用し、建物の屋根外壁や他の部位(機械設備・電気設備・昇降機設備など)についても、年次修繕計画で計画的な保全を図ることでライフサイクルコストを縮減することが必要です。このほかに、ファシリティマネジメントにおける施設維持管理の効率性がより向上する手法を取り入れることを検討する予定です。</p>						

事業の改善が「事業内容の変更」「実施方法の変更」のいずれにも該当するなどの理由により、チェックが入っていません。

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>目標と評価の体系が明確ではないので、事業内容の評価もバラバラに行っているところが気になる。数値指標についてみると、活動ベース(工事件数)成果ベース(予算執行率)いずれも実態的には活動ベースであり、なおかつ今日のような予算制約が厳しいなかにおいては、事業費ベースでは100%近くなるのは当然である。したがってこれをもって良好な成果とは言えない。というか、現在のような目標と指標の立て方をしている限り、政策の指針となる評価にはなりそうもない。一方で人件費の方が顕著に縮減してきているのは、不自然である。委託管理が効率化されたということであればよいが、そうでない事情であると、長期的には懸念が残る。</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>公共事業というものは、概して複数の目標を持つものである。なおかつ相互の目標が横断的に関係することもよくある。このような事業の目標と評価を記述するときには、できるだけ箇条書きの方法を取るべきである。たとえば、目標は 既存施設の長寿命化 長期的な観点からの施設の更新 ランニングコストの縮減、ということであろう。これに対して事業実績を書けば、「社会情勢の変化に対応するよう施設の一元管理…」といった新たな目標が記述されるはずはないであろう。現状のこうした書き方は混乱の元である。また、評価と課題では、計画的な工事、施設の安全対策、経費節減など書いてあるが、経費節減がランニングコストの縮減につながることは推測できるが、その他の計画や安全対策が、当初の目標にどうつながるのか定かにはならない。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>事業の目的・目標から活動内容の評価と課題までの内容について、見直しを行います。さらに、本事業が、</p> <ul style="list-style-type: none"> 劣化度や必要性を判断しながら作成する年次修繕計画に基づく活動 建物躯体の延命化や安全性を考慮した中長期計画に基づく活動 杉並区実行計画の防災施設の機能強化に基づく活動 <p>をはじめとした複数の活動で構成されていることから、これらの活動がどのように事業の成果に影響を与えているかという視点を踏まえ、今後は指標を複数に分けて評価する手法に変更し、目標の達成度や成果が適切に判断できるように努めます。</p> <p>また、評価表の記入方法については、事業実績や評価と課題を明確に表せるよう目標を箇条書きとし、事業の展開が分かりやすくなるよう工夫します。</p> <p>なお、職員数については、本事業に関連する事務事業「区施設の保全管理」との兼ね合いから、年度ごとの算出数に変動が生じる結果となっていますが、今後は、業務量の再確認を行います。</p>
------	--

政策経営分野

緊急雇用創出臨時特例交付金事業 (109)

事業の目的・目標	求職者の臨時的・一時的なつなぎ就業の機会の提供し、安定的な求職活動ができるように支援する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等に対して、臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供するとともに、安定的な求職活動ができるように支援するため、国の交付金を受けて東京都が造成した基金による「緊急雇用創出事業臨時特例補助金」を活用して、委託もしくは直接実施による雇用創出事業を行う。

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	事業数	13件	22件
	成果指標	雇用創出人数	334人	350人
事業実績	急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対して、臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供し、安定的な求職活動ができるよう支援するため、国の交付金により東京都が造成した基金による「緊急雇用創出事業臨時特例補助金」を活用し、区保育室運営委託、街路灯データ電子化業務、住居表示台帳の電子化等22事業を実施し、350人の新規雇用を実現しました。			

【所管による自己評価】

評価と課題	平成23年度は、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」から移し替えとなった「区保育室運営」のほか、住居表示台帳や区道認定改廃図書等の電子化等、計22事業を実施し、平成22年度に比べ大幅な雇用を創出することができました。平成24年度は、平成22年度から実施している「学校図書館の充実(学校司書の雇用)」などのほか、補正(1号)予算に計上された新規事業を含め14事業を実施し、雇用の創出を図っていきます。
-------	--

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更	
国の交付金事業「緊急雇用創出事業」は平成23年度をもって終了する予定でしたが、国の要綱改正により平成24年度も継続となり、これを受けて、国の交付金により都が造成した基金を補助金として実施する本事務事業についても、継続して実施することとなりました。今のところ、平成24年度中に実施した雇用創出事業であって、かつ被雇用者の雇用期間を更新できる場合に限り、25年度まで延長して実施できることとなっておりますが、それ以降については、事業継続の見通しは立っていません。			

事業の改善が「事業内容の変更」「実施方法の変更」のいずれにも該当するなどの理由により、チェックが入っていません。

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>もともと国の臨時的事業が、自治体に降りてきたものなので、国の施策の目標と手法による制約があるので、国の観点からの評価なのか、実施自治体の観点からの評価なのかによって評価内容が異なるはずである。国の観点からみれば、長期につながるような雇用が増えることが目標である。この点では現在の評価指標からでは読み取れない。むしろ事業の現場を見ている区の職員の目から見て、長期雇用につながる可能性があるかどうかを定性的でもよいから評価すべきである。この事業を自治体の観点からみると、区の事業の中で短期的な事業継続でも効果がありそうで、なおかつ財源がなくて困っているような事業にこの資金を充当すべきである。実際に実施した事業を見ると、街路樹データ電子化業務、住居表示台帳電子化などは納得ができるが、区保育室事業は、理解できない。これで国の基金がなくなった時に、事業継続できなくなって区は困らないだろうか、ということである。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>もともとの事業の趣旨が短期的な実施による短期的な雇用創出効果を狙ったものだと考えてしまえば、現状のような事業実施数と雇用増加数で効果を測定すればそれでよいということになってしまう。しかしながら本当の政策意図は、短期的な雇用が継続雇用につながることを期待したものであるならば、単なる事業実施数や雇用増加数で測定できるものではない。かといって適切な指標は見当たらないのが現状でもある。そこで、評価に当たっては、定性的な評価も含めて、継続雇用という点を意識した記述を行うべきである。また、事業の選択にあたって導入した区の独自の視点も評価の基準とすべきである。以上のようにこのような国の臨時の事業であっても、区の目標に読み替えることや政策意図を評価に視点に反映させることが大切である。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>もともと、国の「緊急雇用創出事業」は、(同時期に創設された「ふるさと雇用再生特別基金事業(平成23年度で事業終了)」が、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的としたものであったのに対して)離職を余儀なくされた人に臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供することを目的とした事業であり、雇用期間も6ヶ月以内(更新1回まで)と短期間のものでした。しかしその後、この「緊急雇用創出事業」のスキームを活用して、雇用期間を1年以内とする「重点分野雇用創出事業」やOff-JTを可能とする「地域人材育成事業」が、事業終了後の継続雇用の礎となる事業として追加されました。さらに平成24年11月には「重点分野雇用創出事業」の拡充が決定され、実施期間が平成25年度までに延長され、新たに事業実施の指標として「一時的な雇用ではなく、継続雇用につながるなどの+ 効果が期待されること」が示されています。「区保育室運営」は急増する保育需要に緊急対応するために平成21年度から実施している事業ですが、23年度は、この「重点分野雇用創出事業」として実施しました。補助金の有無に関わらず、増加する保育需要に対応するために必要な事業であるため、当該補助事業の対象外となった24年度についても、区の一般財源による事業として実施しており、雇用は継続しています。ご指摘の定性的な評価については、次回の評価の際に工夫をしてみたいです。</p>
------	---

区民生活分野

特別区民税、都民税徴収整理事務 (83)

事業の目的・目標	税の公平性の観点から納税者に対し、納税に対する意識啓発を促し、納税への理解を得ます。 特別区民税・都民税における納期内納付の基盤を確立します。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	滞納者に対して、督促状や催告書を発付し、納付を促す。 督促等を行っても納付のない場合は、電話交渉、財産調査、差押等により滞納を完納する。 口座振替勧奨の強化、コンビニ収納、携帯電話を利用した決済システムの導入により、税収確保に努める。 納付センターを活用し、電話による納付案内等を実施する。 納付後の区民税等の管理を適切に行う。

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	現年度分の徴収件数	1,066,458件	1,088,467件
		滞納繰越分の徴収件数	37,861件	41,815件
	成果指標	現年度分の調定額に対する徴収額の割合	97.50%	97.92%
		滞納繰越分の調定額に対する徴収額の割合	28.50%	29.04%
事業実績	口座振替勧奨や現年滞納整理の取組による納期内納付の推進、高額滞納者に重点を絞った差押や搜索等の滞納処分に取り組みました。納付センターの電話による催告と、区職員による督促・催告、財産調査、差押等を実施することで滞納の解消を図りました。その結果、徴収率は現年度分及び滞納繰越分ともに前年度を上回り、区民税全体では5年ぶりに上昇しました。			

【所管による自己評価】

評価と課題	高額滞納者を重点に差押や搜索など積極的に行いました。特に、差押不動産については、インターネットを活用して、3物件を公売し、約7,300万円の収入を得ることができ、平成23年度の行政機関の不動産部門の落札価格全国1位となりました。また、効果的な滞納整理や口座振替の勧奨架電の実施等を行い、徴収率の向上を図ることができました。今後も引き続き、区民税の確実な徴収、滞納整理の強化を図り、徴収率の向上を図ります。
-------	--

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
		事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
	<p>・税負担の公平性及び区税収入の確保を図るために、区民税を確実に徴収するための対策を堅実に実施していきます。そのために、あらゆる機会を活用して口座振替の勧奨を行い、口座登録者数の一割増を目指します。また、文書催告や納付センターからの電話催告を効率的かつ効果的に実施して、納期内納税を推進します。さらに将来を見据え、クレジット収納やペイジーなどの電子収納の検討を進め、納付し易い環境を整備します。</p> <p>・滞納整理の強化による未納税金の解消も図っていきます。電子化された賦課資料を活用して効率的に財産調査を行い、滞納整理の早期着手を図ります。また、滞納処分の強化として差押えや搜索等の件数に対する目標管理や高額案件に対する個別の整理方針をより一層実施していきます。</p> <p>・区民税の確実な徴収や未納税金の解消を図るために、納税意欲の高揚にも積極的に取り組みます。税を考える週間事業「納税街頭キャンペーン」や区制80周年事業「区民税に関するロビー展示(仮)」を実施し、広く区民に税の仕組みについて周知を図ります。また、広報すぎなみや.comで滞納整理についての特集記事を掲載します。また、不利益処分への理由付記などの地方税における行政手続法の適用を行うなかで、納税者の立場に立った適正な事務執行を行います。</p> <p>・平成24年度には納付センター業務委託に係るプロポーザルを実施します。今回のプロポーザル実施で民間事業者からの新たな提案内容に基づき、徴収率向上につながる手法を導入します。</p>		

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>国から地方への税源移譲が進むことにより、自治体における税の徴収能力の向上は一層求められることになる。評価表に示されるとおり、成果指標は前年度から向上しており、事業活動の成果と認められるが、今後も徴税執行の環境は厳しいものであると予想されるので、一層の取組強化が期待される。</p> <p>既存制度の下で実施可能な、徴収率を向上させるいくつかの諸施策が実行されているが、国保年金課等の他部署や他官庁との情報連携を含め、徴税技術の向上と教育が引き続き必要であると考えられる。</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>既定の様式による評価であるため、成果指標の追加は難しいかもしれないが、成果指標(2)「滞納繰越分の調定額に対する徴収額の割合」に記載されている金額ベースの指標と共に、件数ベースでの指標もあると、小口案件を含めた納税勧奨活動の指標として有用ではなかろうか。徴収事務の効率性を図る指標と共に、納税者個人に対するアプローチも重要であると思われる。</p> <p>同様に、無財産等で執行停止となり徴収不能となる金額、件数などの情報も有用と考えられる。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・区財政の根幹である特別区民税の安定的な収入確保をめざして、給与支払者に対する特別徴収義務者の指定の強化や滞納処分早期着手による徴収強化によって、今後も徴収率の向上に取り組みます。また、国民健康保険料との重複滞納者へは、定期的な対策会議の開催のほか、差押や搜索等の滞納処分を合同で実施するなど、他部署等との連携強化を図ります。</p> <p>・活動指標や成果指標については、より効率的に滞納整理を実施できるように、外部評価の指摘も踏まえ、今後納税・課税両課で協議、検討し精査していきます。</p>
------	---

区民生活分野

商店街振興対策 (94)

事業の目的・目標		「物資・サービスの供給」に加え、「地域住民の憩いの場」、「地域コミュニティの形成の場」としての商店街づくり 区内商店街組合等の振興・組織的活動の強化及び区内事業所の経営改善 緊急経済対策としての地域経済の活性化、区内消費の促進		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		商店会等が取組むイベント事業助成 商店街マップ作成・情報化推進等事業助成 商店街アドバイザー派遣 プレミアム付商品券発行助成 ほか		
		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	イベント補助金交付商店会数	86件	80件
		ホームページ開設補助交付商店会数	3件	3件
	成果指標	イベント開催件数	102件	95件
		ホームページ保有区内商店会数	35件	35件
事業実績		商店街イベントは、東日本大震災直後に自粛した商店街がありましたが、ほとんどは復興支援を掲げ、商店街と被災地双方を盛り上げる取組として例年並の実績を維持しました。地域経済交流事業補助についても、被災地の物販等を支援する全事業を補助することとしたため、前年度を上回る9件が補助対象となりました。また、引き続きプレミアム付区内共通商品券の発行支援を行い、商店街の活性化を図りました。		

【所管による自己評価】

評価と課題	イベント事業等の実施により商店街の来街者は一時的に増加し、地域住民との交流の上でも一定の効果上げています。このような効果が一過性のものにならず、恒常的な商店街の活性化につながる取組が今後の課題です。 また、プレミアム付区内共通商品券発行支援については、緊急経済対策として短期間に区内消費を喚起する効果が考えられます。一方、持続的な経済循環の創出の観点からは、発行継続を慎重に検討します。
-------	--

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
<p>景気の低迷や、大型店・チェーン店の参入、高齢化と後継者不足、消費の多様化など、商店街を取り巻く環境は一層厳しさを増していくことが考えられます。一方、震災後、地域コミュニティの重要性が見直される中で、商店街がこれまでも担ってきた、環境・福祉・教育などの様々な地域活動が注目されています。今後は、区内の様々な地域特性を踏まえた商店街活動を支援し、区民の日常生活を支えるとともに、単なる「物資・サービスの供給者」にとどまらない「地域住民の憩いの場」、「地域コミュニティの形成の場」としての、商店街づくりを促進します。</p>			

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>商店街の活性化と利便性向上は、杉並区総合計画にある「産業振興」とともに、「住宅都市としての魅力的でにぎわいのあるまちづくり」の中心施策となるものである。消費低迷の現下の経済環境と限られた予算の中で、新たな施策を立案する一方、継続する施策を選別し効率化が求められる事業である。但し、短期的施策だけでなく中期的事業にも対応できる継続性(予見性)も必要である。</p> <p>見直しの方向としては、企画型のアドバイザー派遣に加え、事業者からの提案を吸い上げる施策も新たに実施されているので、今後の成果が期待される。</p> <p>助成金の給付については、公正性や東京都の補助事業との整合性を図りながら、使い勝手の良い助成金制度の観点から、サポート体制も含め充実、工夫を継続されたい。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>各施策の経済効果や、「地域住民の憩いの場」「地域コミュニティの形成の場」といった商店街の持つ心理的な効用については、その効果を具体的な数値で測定しづらいことから、成果指標の選択や示し方、読み方に難しさを感じる。</p> <p>事業内容としては、「プレミアム付商品券発行費補助」費と「イベント事業補助」費がほぼ同額で、両者で事業費の96%を占めている。難しいかもしれないが、「プレミアム付商品券発行費補助」事業に関する成果指標も示されると望ましい。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>中長期的な観点から、地域経済の活性化を目指し、実効性の高い様々な企画を柔軟に支援できる仕組みを、以下の考えに基づいて構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なみすけ商品券発行支援」など、「全区的・画一的」な方策を転換し、個性豊かなまちづくりに資する「地域特性にあった多面的」な商店街振興事業を支援します。 ・挑戦意欲のある商店街・事業者による「実効性の高い」事業を支援します。 ・アイデアと実行力のある人材を確保するため、企業・NPOなど「外部人材」の積極的な参加を促進します。 <p>なお、助成制度については、国や都の制度活用による「財源確保」の観点と、区単独制度による「柔軟性」の観点とのバランスに配慮しながら適切な運用を図ります。</p> <p>指標については、事業活動とその成果が1対1で相対する性格ではないため、次善の策として現行を維持し、より適切な指標が設定できるよう引き続き検討します。</p>
------	--

保健福祉分野

大規模災害見舞金・弔慰金の支給及び資金貸付 (228)

事業の目的・目標		被災者の遺族に災害弔慰金を支給し弔意を表します。 障害を受けた被災者に障害見舞金を支給し生活の安定を図ります。 住居、家財に被害を受けた世帯主への貸付で生活安定を図ります。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		自然災害(災害救助法等が適用された場合)で死亡した区民に災害弔慰金を支給する。 上記の災害で負傷(疾病を含む)した区民に災害障害見舞金を支給するとともに、住居、家財に被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付を行う。 平成23年度東北地方太平洋沖地震による住宅被害世帯に対し、生活再建支援金を給付する。		
		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	災害援護資金新規貸付数	10件	3件
		災害弔慰金及び障害見舞金の受給者数	0	0
	成果指標	(代)災害援護資金新規貸付数	10件	3件
事業実績状況		平成17年水害の際に災害援護資金を貸し付けた被災者については、償還業務を行うとともに利子補給を行っています。平成23年東日本大震災の区内被災者については、半壊以上の住宅被害3世帯に対して災害援護資金の貸付を行いました。また、半壊以上の住宅被害があった16世帯に対し、住宅改修費用等の一部を支援する生活再建支援金を給付しました。		

【所管による自己評価】

評価と課題		杉並区は平成17年の水害の際に行った災害援護資金貸付の経験を活かし、東日本大震災に伴う災害援護資金の貸付を順調に行うことができました。申込期間が平成30年3月31日までであるため、今後の貸付相談に対しても滞りなく対応できるようにマニュアル等を作成し確実に引継ぎが行える体制を整備します。	
改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
		事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
平成23年度東北地方太平洋沖地震による住宅被害世帯に対する生活再建支援事業は平成23年度で終了しました。しかし、災害援護資金貸付に関しては縮小傾向にあります。平成30年3月31日まで申込期間があるため、予算措置を含め被災者の要望に沿えるよう準備が必要です。また、現在3件の災害援護資金貸付を行っています。据置期間6年償還期間7年で合計13年間と長期に渡る債権管理を行うこととなります。そのため、据置期間終了後、償還が順調に開始できるようにマニュアルの整備と引継ぎが必要となります。			

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>災害援護資金の新規貸付及び東日本大震災の住宅被害世帯への生活再建支援金の給付は的確な事務運営であるが、対象者全員に交付されたのか不明である。また、震災の被害の程度に応じて貸付と支援金に区分されるが、貸付は償還されねばならず、支援金給付に比して厚い支援になっているかがこの情報では判断できない。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>平成17年の水害被害者への貸付があるため職員が張り付いている算定となっていると思われる、新規貸付と給付以外に貸付件数(未償還分)を活動指標にしたほうが事業費と指標の関係が理解しやすいと思われる。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>水害や地震による家屋等の被害については、調査依頼に基づき区が現地調査し、被災者や被害状況を把握しているため、災害援護資金、生活再建支援金ともに、対象となる世帯に対しては個別に連絡し、借受の意志や支給対象となるか、について確認をしています。</p> <p>返還が必要となる災害援護資金については、生活再建支援金支給対象外であっても、他の震災関連費用として貸し付けることが可能となっています。同資金の借受人は、震災後1年以上が経過し、雨漏りを修理する際に被災状況が判明した1世帯を除き、期限内に申請のあった全世帯が生活再建支援金の交付も受けており、被災者に厚い支援体制が取られていると考えています。</p> <p>活動指標については、ご指摘のとおり、新規を含む貸付(償還)件数に変更します。</p>
------	--

保健福祉分野

予防接種 (345)

事業の目的・目標	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核(以上一類)、インフルエンザ(二類)の疾病の発生及びまん延を防止します。 任意予防接種の費用を助成することで、予防接種を受けやすい環境を作り、疾病予防を推進します。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	法令で定められた予防接種を実施する。 保護者が予防接種について正しく理解し、接種するよう、普及啓発を行う。 一部の任意予防接種に対し、接種費用の助成を行う。

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	一類予防接種の接種件数	61,937件	61,232件
		二類予防接種の接種件数	61,610件	53,871件
	成果指標	1歳6か月児健診受診者の麻しん、麻しん風しん混合予防接種の接種率	95.0%	88.4%
		(代)一類予防接種の接種率	90.0%	90.1%
事業実績	平成23年4月より、1歳から就学前の小児に対する水痘、おたふくかぜワクチンの費用の一部助成を実施しました。 平成23年5月から予防接種法施行令の改正により日本脳炎予防接種の対象年齢が20歳未満まで拡大され、さらに麻しん風しんの予防接種はMR4期の対象に平成23年度のみ高校2年生が追加となりました。 また、ワクチンの供給量不足により、高齢者肺炎球菌予防接種の接種期間を1か月間、子宮頸がん予防ワクチンの予防接種は1年間延長しました。			

【所管による自己評価】

評価と課題	近年、ワクチンで防げる病気は可能な限り防ごうという考えが世界標準になってきています。そのため日本においても予防接種の制度変更の検討が行われています。杉並区では国の制度変更に先がけて、任意予防接種への費用助成を行っています。財政的な負担は大きく、支出額及び事務量が大幅に増加しています。予防接種システムの導入により事務の効率化を図っていきます。
-------	---

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
	事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更	
予防接種法政省令の改正が今後も頻繁に行われることが予想され、事務処理がより複雑になるとともに、対象者の把握が重要となってきます。このような動きに対応するため、予防接種システムを導入し、未接種者への勧奨を行うことで接種率の向上を目指し、感染症の発生予防とまん延防止を図ります。また、システム化することにより、委託料計算や各種統計等の事務処理の改善が見込まれます。さらに区民からの接種歴照会への対応が改善され、サービス向上となります。			

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>疾病予防に予防接種は有用であるが、平成22年度からの事業費の増加は任意予防接種に対する費用助成によるものである。この点からすると、任意予防接種が潜在的対象者のどれくらいに対し実施されていて、助成を受けたのは何%かの把握が公正性と有効性の見地から必要である。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>任意予防接種の費用が事業費の半分程度占めているため、単位あたりコストを事業費÷一類予防接種件数で算定するのは誤差が大きく、実際単価の大幅増の結果を示している。しかし、これは実態を反映していないので重みづけ接種件数などで改訂する必要がある。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>事業内容への評価について 予防接種業務は紙による台帳管理を行っているため、任意予防接種の費用助成事業については一部を除き、対象者に対する助成割合(接種率)などを把握することが困難となっています。 現在、平成25年2月稼働を目指して予防接種システムの準備を進めており、接種記録のシステム化により、接種時の年齢を統計処理することで様々な接種率を出すことが可能となります。今後、予防接種業務の大幅な事務改善とともに、各種データの分析により、効果的な予防接種事業を行うことができると考えています。</p> <p>評価表の記入方法等について 単位あたりコストについては、次回の評価表からご指摘のとおりに変更します。 そのため、活動指標の接種件数については、「法定接種(一類と二類)と任意接種を含めた全ての接種件数」とします。</p>
------	--

都市整備分野

区営住宅の提供 (374)

事業の目的・目標	区営住宅の維持管理業務を適切に行い、区民が安心して、かつ快適に地域で暮らし続けられるようにする。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	区営住宅の入居者管理に関する事務を行う。 区営住宅の維持管理に関する事務を行う。 都営住宅の移管を受け、区営住宅として入居者管理及び維持管理に関する事務を行う。

			23年度計画	23年度実績
指標	活動指標	管理戸数	850戸	850戸
		使用料収納額	321,684千円	303,097千円
	成果指標	入居者数	1,869人	1,797人
		住宅使用料収納率	100%	93%
事業実績	<p>平成21年7月の入居者募集から1階を高齢者・障害者専用住戸とし、ひとり親世帯、多子世帯等に定期使用で優遇抽せんを実施する等の困窮状況に応じた住宅提供を実施しています。</p> <p>居住環境の向上を図るため、空き家修繕時に浴槽のない住戸に加齢対応型浴槽等を設置しています。</p> <p>1階住戸を高齢者・障害者専用としているため、空き家修繕時に室内の段差の軽減等のバリアフリー化を実施しています。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>高齢者・障害者専用住戸の設定やひとり親世帯、多子世帯への定期使用での優遇抽せんを実施することにより、入居に特に配慮が必要な低所得の区民が早期に区営住宅に入居できるよう支援しました。</p> <p>課題としましては、建物の維持管理面において、昭和40年代後半に建築された住宅を始め老朽化が進んでいくため、修繕費が増大していくことが予想され、長期的な修繕計画を策定し、費用の分散化と建物の長寿命化を図っていくことです。</p>
-------	--

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更	
<p>使用料を滞納している入居者に対して、効果的な滞納整理を進めていくため課税部門との連携が可能な検討を進めていきます。</p> <p>昭和40年代後半に建築された区営住宅を始め、建物の老朽化が進んでいきますので、長寿命化計画を策定し、効率的に修繕を進めていきます。</p>			

事業の改善が「事業内容の変更」「実施方法の変更」のいずれにも該当するなどの理由により、チェックが入っていません。

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>平成19年度には98%超あった収納率が年々減少してきている理由はどこにあるのかを明確にしたうえで、それに対応した適切な収納/滞納整理方法を検討していく必要がある。</p> <p>優遇抽選を実施する以前と比較して、入居に特に配慮が必要な低所得の区民への入居支援が効果を挙げていると評価できる根拠はどこにあるのか具体的に示されると良い。</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>自治会活動に支障が生じてきているという課題認識に対する改善・見直しの方向が示されていない。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>リーマン・ショック以降の日本経済の悪化を受けて、低所得者層が多く入居する区営住宅では使用料収納率が減少しています。滞納を長期化させないように、滞納者を短期・中期・長期の3タイプに分類し、下記のとおり状況に応じたきめ細かい納入指導を実施しています。併せて、納税部門で実施している収納専門業者への委託について検討を進めています。</p> <p>滞納月数3か月未満の短期滞納者に対しては、納入期限後1か月が経過した時点で電話督促を行い、納付勧奨を行っています。</p> <p>滞納月数3か月以上12か月未満の中期滞納者に対しては、来庁相談を促し、納入誓約書を提出させ、随時、電話・臨戸訪問等を行い、誓約履行の促進に努めています。</p> <p>滞納月数12か月以上の長期滞納者に対しては、納入指導に応じない、納入誓約書を提出しない、誓約を履行しない等の法的措置以外に滞納整理が困難と認められる者に対し、訴訟提起の検討を行います。</p> <p>平成19年度から実施している優遇抽選により平成19年度から平成23年度までの入居者95世帯のうち46世帯が優遇抽選で入居しています。</p> <p>入居者の高齢化に伴い自治会活動のうち区営住宅敷地内の清掃・除草等の実施が困難になっています。状況に応じ、自治会に対してシルバー人材センターや障害者雇用促進団体等の事業や連絡先等を紹介しています。</p>
------	---

都市整備分野

有料制自転車駐車場の運営 (392)

事業の目的・目標	自転車利用者を有料制自転車駐車場に誘導、収容し、放置自転車を防止することにより、区民の良好な生活環境の向上に資する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	(社)杉並区シルバー人材センター、民間事業者、及びNPOに委託して有料制自転車駐車場を運営する。 自転車駐車場の維持管理や保守警備委託を行う。

		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	区立自転車駐車場収容可能台数	25,328台	25,228台
		自転車駐車場利用率(平日の晴天日における年間駐車台数÷収容可能台数)	85.0%	80.6%
	成果指標	自転車放置率	5.0%	6.0%
事業実績		<p>・方南町東自転車駐車場では、施設改修にあわせ買い物客の放置自転車対策として、機械式ラックを導入し、1時間無料とすることで買い物時に利用しやすい自転車駐車場としました。</p> <p>・新高円寺地下自転車駐車場では、2台の券売機を設置し、利用者の利便性の向上を図りました。</p> <p>・荻窪北第一自転車駐車場などでは、一部ラックを撤去し、大型自転車などの駐車スペースを増やしました。</p>		

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>有料制自転車駐車場の整備に伴い、放置率、放置自転車数は激減しています。平日夕方や休日等に買い物客により放置自転車が多くなる状況があるため、短時間でも有料制自転車駐車場を利用するように自転車を誘導していくことが課題となっています。施設や設備の老朽化により利用者の安全で快適な利用が妨げられないように、計画的に改修を進めます。</p>
-------	--

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
		事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
<p>効率的な有料制自転車駐車場の運営していくためには、民営化によるコスト削減やサービスの向上などを引き続き検討していきます。また、きめ細かい駐車料金を設定し、利用者のニーズに応えていきます。老朽化した施設は改修時に、買い物客対策として時間管理のできる電磁ラック化や子ども二人乗せ自転車、電動自転車など自転車の大型化に対応した専用スペースを確保するなど、利用者が利用しやすい施設となるよう計画的に改修していきます。</p>			

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>自転車放置率は大きく改善しており、放置自転車対策としては大きな効果を上げているといえる。</p> <p>以前に民間事業化提案制度のもとで実施した民営化の試みはどのようになったのか。その検証を踏まえて効率的で質の高い自転車駐車場のあり方を早急に検討すべきではないか。</p> <p>自転車放置台数としては民間駐車場も含めた駅周辺の数を調査しているようだが、利用率についても区営のものだけでなく民営のものも含めて把握すべきではないか。</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>改善・見直しの方向に示されている2つの点はいずれも拡充・事業内容の変更というよりは、現状の延長線上において実施方法を創意工夫していく内容のように思われる。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>平成21年4月から民間事業化提案制度に基づき、NPO法人によってバイパーク東高円寺を運営しています。契約最終年度である平成25年度は、毎年実施してきた履行評価(モニタリング)をもとに効率的で利用者の満足度の高い自転車駐車場のあり方を検討します。</p> <p>活動指標においては、収入支出のある区立自転車駐車場のみを対象としているため、民間駐輪場の利用率は反映しておりませんが、区内自転車駐車場の整備・運営にあたっては、放置台数や民間の利用状況等も勘案し、進めております。</p> <p>見直しの方向として示した内容は、民営化の検討は「実施方法の変更」、改修時の電磁ラック化や大型自転車に対応した専用スペース確保などは「事業内容の変更」に該当します。現在の評価表ではどちらか一つを選ぶ様式となっているため、今後、杉並区自転車利用総合計画(計画年:25~33年度)にもとづき、老朽化した施設の改修や有料制自転車駐車場の不足駅周辺での増設、買い物客等一時利用者対策を進めていくことから、「事業内容の変更」としました。</p>
------	---

教育分野

学校の支援 (467)

事業の目的・目標	<p>学校サポーター：学校支援者の力を活用し、教育の質の向上を図る。 地域のボランティアへの連絡・日程等の調整などを学校支援本部が担うことで、教師が児童・生徒の指導に専念できる環境を確立する</p> <p>PTA活動の推進：PTA活動の円滑な運営を図る。ピーボくん110番は、地域で子どもたちを危険から守る体制を作り、防犯意識の向上、地域の安全の確保を図る。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>地域の方々から知識・経験等を活かし、学校サポーターとして学校の求めに応じて授業等を支え、その学校サポーターや外部講師の確保など学校と地域間の調整を地域コーディネーターが行う。</p> <p>学校支援本部の組織体制を確立するため、情報提供・相談などを行い運営を支援する。</p> <p>学校を舞台に、地域の力を活用して児童・生徒に学習・スポーツや交流活動等の機会を提供するため、土曜日学校、放課後子ども教室を行う。</p> <p>PTA役員・委員の研修会等を実施し、PTA活動を支援する。</p>

		23年度計画	23年度実績
指標	活動指標	学校サポーター登録者数	1,000人 / 707人
		学校支援本部設置校数	66校 / 66校
	成果指標	学校サポーター活動回数	5,000回 / 4,529回
事業実績	<p>地域と協働する学校づくりに向けて、平成22年度に全校設置された学校支援本部活動を支援することにより、学校と地域の連携体制の構築を推進し、子どもたちの豊かな教育活動につなげています。また、学校サポーターを配置することにより地域人材の経験、知識、能力を活用しながら地域全体で子どもを育て、さらに土曜日学校・放課後子ども教室活動を通して、子どもの学びや遊びの場を提供し安全な居場所づくりを支えています。</p>		

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>学校支援本部が全校設置となり、地域コーディネーターも設置され、組織的な学校支援により地域に開かれた学校づくりが進みました。今後は、土曜日学校、放課後子ども教室も含め、学校サポーター制度など個別に実施していたものを学校支援本部を中心とした組織的な対応が図れるようにする必要があります。また、学校間で活動内容に差があるため、各分区分連絡学習会や経験別コーディネーター研修会を開催するなど多様な支援を行っていきます。</p>
-------	--

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
<p>学校支援本部が全校で設置されたことにより、今後は、土曜日学校、放課後子ども教室も学校支援本部の一組織として協力、連携しながら、教育活動を充実させていくことが求められています。そのためには、今まで以上に学校支援本部の組織基盤の強化が必要となるため、「学校支援本部運営委員会」で関係者と協議しながら情報共有、相談業務、他の学校支援本部とのネットワーク作り、地域人材の発掘とともに、地域コーディネーターの人材育成研修機能を充実します。このことにより、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現し、教育活動の充実が図られます。また、学校と地域の連携を深めていくことで、より多様な人材が地域の子どものために生き生きと活動できる場が拡大し、大人と子どもが共に支えあい学びの成果が循環するまちづくりを実現していきます。</p>			

事業の改善が「事業内容の変更」「実施方法の変更」のいずれにも該当するなどの理由により、チェックが入っていません。

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
	事業の改善	● 事業内容の変更 ○ 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>事業の目的 ・「学校の支援」の目的は、「地域住民、保護者等の学校運営への参画を促し、学校支援本部の取組を支援する」ではないか。評価表に記載の内容はそのための手段であり、細事務事業として当該事務事業を構成している内容。</p> <p>指標 ・活動指標の「学校サポーター登録者数」は初期の成果指標として、学校サポーター登録者を増やす活動を測る指標を活動指標として設定することで、当該年度の活動が明確になる。また、学校サポーター登録者数の地域間のバランスをみるうえで、「学校サポーター登録者一人当たりの生徒数」も有効。 ・評価表の活動内容から、土曜日学校・放課後子ども教室参加者数も成果指標とすべき。</p> <p>評価 ・学校サポーター制度、学校支援本部の設置等、地域の方々の力を活かし、学校(子供たち)を支える仕組みが、平成22年度までに区全体で整備されたことは評価できるが、平成23年度事業としての成果が見えない。 ・活動指標として挙げられている「学校サポーター登録者数」は平成22年度比 178人、成果指標の「学校サポーター活動回数」は前年度比 374回。計画に対しても未達である。学校サポーター登録者数は平成21年度から年々減少しているが、サポーターを増やすために平成23年度にどのような活動が行われたのか不明。 ・コストに関しては、事業の一部が移行していることから、妥当か否かの判断ができない。</p> <p>改善・見直しの方向 ・個々の地域での人材発掘・育成、学校支援本部のネットワークづくりや情報共有だけでなく、今後は、他地域でも学校サポーター登録を可能にする等、学校・地域ごとというタテ割りから、実質的なヨコ連携の強化が必要ではないか。 ・また、中学生が小学生をサポートする等、地域の子供たち同士のサポート体制を検討してはどうか。</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>・同じ内容(学校支援本部が全校設置、等)が繰り返し記載されているため、内容がわかりにくい。</p> <p>・項目にあった内容を端的に整理するとよい。箇条書きの活用も有効。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>事業の目的については、ご指摘のとおり事業全体を総括する内容となるよう、また全般的に内容を見直し簡潔でわかりやすい記載となるよう改めます。</p> <p>指標については、学校サポーターは学校自らが人材を探し、直接依頼するものであるため変更し、活動指標・成果指標として「土曜日学校・放課後子ども教室開催回数・参加者数」を新たに加えます。また、「学校支援本部設置校数」についても、すでに全校設置が完了しているため変更し、「地域コーディネーター研修会開催回数・登録者数」など、学校支援課の業務に則した指標に変更します。</p> <p>平成23年度については、学校支援本部は学校教育コーディネーター制度から、地域コーディネーターへの制度の変更に伴い、地域コーディネーターに対する研修会を行いました。また、学校支援本部、放課後子ども教室及び土曜日学校に対する危機管理の意義や実践的な危機管理対応の方法(AED操作も含む)について研修を行いました。</p> <p>近年、学校支援本部活動の充実などにより、多くの地域人材がボランティアとして活動するようになりました。学校サポーターの重要性は変わりませんが、ボランティア活動が活発化しており、学校サポーター数の減少が直ちに学校支援の低下につながるものではありません。なお、ボランティアに関しては、当該事業において、学生ボランティアを大学訪問等により募集しており、今後も対象の大学を拡大するなど募集活動を拡充し、人材確保に努めていきます。</p> <p>ご指摘のとおり、地域のヨコの連携強化や子どもたち同士のサポート体制も重要であると考えます。改善・見直しの方向では記載していませんが、ヨコの連携については、学校支援本部の分区連絡学習会やコーディネーター研修で、相互にボランティアに関する情報交換が行われており、また、ホームページの開設などを通じてヨコの情報交換を進めています。子どもたち同士のサポートについては、小中連携教育の一環として、中学生が小学校の学校行事や震災訓練に参加するなどの取組も行われており、今後も引き続き地域交流を進めます。</p>
------	--

教育分野

図書館運営 (535)

事業の目的・目標	民との協働の推進、地域の課題解決と区民の自立を支援するサービスの充実、レファレンスサービスの充実と利用促進、情報化の推進、子ども読書活動の推進などにより、誰もが本と親しめる環境を整備し、区民の生涯学習と自立を支援する。			
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	民との協働による図書館運営の推進、効果的な図書館サービスの提供 地域の課題解決と区民の自立を支援するサービス 図書館システムの運用、インターネットパソコンによる情報発信及び情報提供 図書資料の選定、収集、保存及び廃棄 図書館資料の利用案内、利用相談(レファレンスサービス) 子どもや幅広い世代への読書機会の提供と読書環境の充実			
		23年度計画	23年度実績	
指標	活動指標	蔵書数	2,260,000冊	2,308,919冊
		個人貸出冊数	4,900,000冊	4,778,952冊
	成果指標	区民1人あたりの蔵書数	4.17冊	4.28冊
		区民1人あたりの年間貸出冊数	9.5冊	8.86冊
事業実績	ボランティアによる見守りの協力を得、多目的室等を学校の長期休業期間中の調べ学習室として提供しました。「杉並区図書館を使った調べる学習コンクール」では、区内の子ども達から754点の応募があり、全国大会に出展した25点の作品全てが入選しました。全館で、お話し会や絵本作家による参加型ワークショップ等を積極的に企画・実施したほか、中央図書館では「あかちゃんタイム」を試行し、乳幼児とその保護者へのサービスを拡充しました。			

【所管による自己評価】

評価と課題	民間活力の導入により、効率的な運営が進み、サービスの充実が図られました。職員のレファレンスワーク(資料に関する調査・相談を行うこと。)向上の課題に対しては、杉並資料データベースの作成に着手しました。また、地域大学講座や障害者朗読ボランティア講座を実施し、新たなボランティアの育成・獲得に取り組みました。今後は、研修等、新たなボランティアへの継続的な支援のほか、情報化の進展に対応する取組指針を策定します。
-------	--

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
		事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
区立図書館14館構想に基づき、高円寺地域に新たな図書館を設置します。 新たな基本構想・総合計画や教育ビジョンを策定していく中で、改めて大きな視点から図書館の価値を捉え直し、今後の区立図書館の目指すべきサービスの方向性を考えていく必要があると考え、「(仮称)図書館サービス基本方針」を策定することとしました。この検討結果を踏まえて、「区民に役立つ図書館」にふさわしい運営形態を定めていきます。 隔年でボランティア講座を企画し、絶え間のないボランティアの育成に努めるほか、講座修了生に対する研修を実施するなど、継続的な支援に努めます。 また、平成24年度中に策定を予定している図書館における情報化取組指針に基づき、ICタグの導入による利用者サービスの拡大、電子書籍等の導入、地域資料のデジタルアーカイブ化などの課題に対応していきます。			

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
事業内容への評価	<p>目的 ・事業の目的は、「誰もが本と親しめる環境を整備し、区民の生涯学習と自立を支援する」であり、「民との協働の～子ども読書活動の推進により」は活動内容。</p> <p>指標 ・活動指標として挙げられている「蔵書数」は、把握すべきデータではあるが、多ければよいという判断ができない。資料が適切に選定・収集・保存・廃棄されるために実施している業務が活動であり、それを測る指標が活動指標となる。 ・図書館運営の成果指標は、「区民1人当たりの年間貸出冊数」だけでなく、参加型WSやボランティア講座の参加者数・調べ学習室の利用者数等、本の貸出以外に図書館を利用してもらう取組の成果を測る指標も必要。 ・図書館利用者のCSも成果指標として設定し、改善につなげるべき。</p> <p>評価 ・成果指標としている「区民1人当たりの年間貸出冊数」は、計画に対し未達。 ・本の貸出以外の図書館の有効活用の取組はなされているが、実施した内容の成果が見えない。 ・運営形態は、指定管理者・業務委託等、施設により異なっているが、当該資料だけではその妥当性を判断できない。</p> <p>改善・見直しの方向 ・駅前図書コーナーの充実などの利用者の声に耳を傾け、区民の視点に立ったフレキシブルな対応が望まれる。</p>	
評価表の記入方法 などについての 評価	<p>・評価に具体的な根拠が示されていないため、評価の適切性を判断できない。 ・指標等、客観的なデータをもとに、評価を実施することが必要。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>現在の活動指標である蔵書数及び貸出し冊数は、図書館運営の基本となるデータです。本の貸出以外に図書館を利用していただく取組の成果については、今年度改定する子ども読書活動推進計画の数値目標の中で具体的事業への参加者数を設定しています。</p> <p>毎年実施している利用者満足度調査においては、9割以上の利用者から現在の図書館サービスに満足しているとの高い評価を得ていますが、図書館独自に設けた投書箱「わたしの声」などにより、引き続き、積極的に区民意見の聴取に努めていきます。</p> <p>また、今後は、総合計画・実行計画及び教育ビジョン2012に基づき図書館サービスの充実を図るとともに、現在策定中の「(仮称)図書館サービス基本方針」をこれからの図書館の羅針盤として、望ましい図書館サービスの在り方を検討し、より一層のサービスの充実に努めます。さらに、基本方針を踏まえて、事業の目的を整理するとともに指標についても検討し、客観的なデータに基づき図書館サービスの達成度を把握し、評価を行ってまいります。</p>
------	---

第3章 財団等経営評価に対する外部評価

団体名	公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団	担当部課	教育委員会事務局スポーツ振興課
事業目的	スポーツ振興に関する事業を行うことによって、区民のスポーツ活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に資すること。	顧客	区内在住、在勤、在学者及び体育施設利用者
事業内容	スポーツ教室・講座及び各種大会開催 スポーツ関係団体育成・支援及び指導者養成 スポーツ振興の普及啓発事業の実施 区から受託するスポーツ及びリクリエーション事業 区から受託する施設の管理運営		
内部評価 (三次評価)	<p>高井戸温水プールの休止や震災の影響等による厳しい状況下において、23年度の活動目標は概ね達成され、実績は評価できるものとなっている。これは、ここ数年間の様々な工夫の積み重ねによる成果であると考えられる。引き続き、区民ニーズに応えるための創意工夫を進めていくことを望む。</p> <p>24年度からは、これまでの実績を踏まえ、区の5施設について指定管理者として28年度までの運営を担うこととなった。財団が掲げる事業目的の実現に向け、また、24年4月から公益財団法人に移行したことから、より公益的なスポーツ振興事業を担うため、中長期的な視点から、より踏み込んだ評価検証を行い、より一層サービスの向上に努めていくことが望まれる。</p>		
外部評価			
経営状況 評価に	高井戸温水プールの指定管理者から外れた影響は施設利用者数には計画・目標時点で想定されているが、財務・経営上の想定は不明であるため、経営分析の計画性の指標の判断ができない。前年度の事業収入から高井戸分を除いて算定して比較すべきである。また、区からの委託事業で区の委託収入より支出が多いことが自立性を高めていると二次評価で肯定的に評価されているのは疑問である。適正な委託額であるか、財団側で無駄がなかったかの検証が必要である。利用者アンケートの具体的な活用策についても不明である。		
評価表の 記入方法	<p>さざんかネット利用者登録数が減少している理由の記述が必要である。</p> <p>広報誌の発行回数と部数のデータが経営評価表と事業分析で異なる。</p> <p>顧客に体育施設利用者を含めるのはどうか？</p>		

外部評価に対する所管の対処方針			
<p>高井戸の収入分を除いて比較することについて</p> <p>ご指摘のように前年度の事業内容と大幅な変更がある場合、単に当該年度と前年度の数値だけでは指標の比較はできないと思います。今後、このような場合の指標の出し方を工夫してまいります。</p> <p>自立性について</p> <p>指定管理事業においては、区からの受託事業のほか、スポーツ教室、講座などの自主事業を積極的に実施し収入を増やしたり、経費節減などの努力で経常収支も確保していることから自立が進んでいるという評価をしました。</p> <p>利用者アンケートの意見・要望で改善できるものは改善し、検討を要するものは検討しています。改善や検討の結果は、一覧にして、施設内に掲示し、利用者にフィードバックしています。</p> <p>さざんかネット利用者登録者数の減について</p> <p>さざんかネットの個人単位の利用者登録者数は減少していますが、団体での登録は増えています(21年度3,986団体、23年度4,332団体)。指標について検討するとともに、引き続き登録者数が増えるよう魅力的な施設づくりや事業の実施に努めてまいります。</p> <p>広報誌の発行回数について</p> <p>23年度事業計画数を記載する予定でしたが、評価時点である24年度の計画規模を記載してしまいました。記載内容についてのチェックに努めます。</p> <p>顧客に施設利用者を含めることについて</p> <p>社会体育団体登録では、構成員の3分の2以上を在住・在勤・在学者を要件としています。構成員には区外在住者もいる可能性があるため、これらの方を施設利用者として顧客に含めています。</p>			

団体名	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	担当部課	保健福祉部管理課
事業目的	杉並区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	顧客	区民、各種施設・団体
事業内容	法人運営事業 ボランティア・地域福祉推進事業 地域福祉権利擁護事業 あんしん未来支援事業 住民参加型在宅福祉サービス事業	受託事業 助成事業 貸付事業 歳末たすけあい運動	
内部評価 (三次評価)	<p>東日本大震災の発災により職員を被災地に派遣するとともに、区と共同でチャリティバザーを開催して復興支援を積極的に行ったこと、及び、業務の効率性やコスト削減に対する事務事業評価を開始したことは評価できる。</p> <p>区内世帯における核家族化や高齢化の進展により、福祉に対するニーズは多様化しているが、社会福祉協議会が所管している各事業は、このような各課題に関係の深い事業を数多く実施していることから、事業規模の拡大が予想される。今後は、事業の規模や効率性を確認していく意味でも、今後は全事業を対象に事務事業評価を実施し、継続的な事業内容の確認と評価精度の向上を図っていくことが望まれる。</p>		
外部評価			
経営状況 評価に 対する 評価	<p>・事務事業評価を開始したことは評価できるが、評価結果がどう活用されたかが示されていない。今後は、個々の事業評価にとどまらず、当該事業が法人としてのミッション遂行に寄与しているかを検証し、事業の選択と集中につなげることが必要である。</p> <p>・総職員数が前年度比21名増となっている。これは、地域福祉権利擁護事業の契約件数の増加による支援員の増員等、事業規模の拡大に対応するための増員とのことであるが、他の事業は廃止や規模が縮小しているものもある。また、「区からの受託事業に係る事業費(区からの受託事業に係る人件費を含む)」が102,786千円に対し、「区からの受託事業の人件費」は156,818千円となっており、効率的な人員配置がなされていたか、判断ができない。</p> <p>今後は、単位当たりコストを歳出決算額のみを事業費として捉えて算出し効率性の評価を行うのではなく、すべての事業において、各事業ごとに従事職員の割合を算定し人件費と決算額の合計を事業費と捉えた上で、前年度比や同規模の市区の社会福祉協議会と比較する等、評価精度の向上を図り、評価結果を適正な法人運営に活用されたい。</p> <p>・同種の事業形態、同規模の他団体の経営情報は、組織の改善を図るうえで極めて有効である。人件費の比較にとどまらず、そうした情報を組織内で共有し、改善につなげられたい。</p> <p>・健全性に関しては、個人情報紛失事案への対応を一過性のものとするのではなく、PDCAサイクルを確立し、リスクマネジメントのさらなる強化に努められたい。</p>		
評価 など 表の 記入 方法	<p>・指標として挙げられている「(困りごとへの対応等マイナスイメージの)相談件数」「貸付件数」は、目標値を設定できない指標であり、読み方に注意を要する。成果指標ではなく、参考指標として把握するとよい。</p>		

外部評価に対する所管の対処方針	
<p>・受託事業を含めた全事業の事務事業評価を行うとともに、社協の目的である地域福祉の推進に個々の事業がどれだけ寄与できたかを検証、評価し、事業ごとのウエイト付けも含めた事業展開につなげていきたいと考えています。</p> <p>・総収入の「区からの受託事業費」及び「区からの受託事業に係る事業費(区からの受託事業に係る人件費を含む)」の金額の入力に誤りがあり、102,786千円が、正しくは171,264千円でした。経営評価を実施するにあたっては、あってはならない誤りであり、今後、記載内容をしっかり確認して二度とこのようなことがないよう努めていきます。</p> <p>・単位当たりコストについては、評価表の「算式・説明」欄の記載が誤っていました。実際は、いずれも総事業費(事業費+事業に係る人件費)で算定した金額です。今後、評価表の「算式・説明」欄の記載について、「歳出決算額」「決算額」を「総事業費」と改めます。</p> <p>・事業量に応じた所要人員の算定が十分にされておりました。今後、全事業の事務事業評価を実施する予定であるため、その評価のなかでより厳密に人員の算定を行っていき、適切な人員配置に努めて参ります。</p> <p>・共通する事業を実施する他団体の経営情報等も参考にしながら、適正な事業運営、組織の改善につなげるようにしていきたいと思っております。</p> <p>・個人情報の保護はもとより、職員に対し危機管理対応に関する研修及び情報管理のルール of 徹底を図るとともに、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化・充実に努めます。</p> <p>・成果指標については、事業の目標値が設定でき、具体的な成果として表すことのできる指標を検討します。</p>	

団体名	公益社団法人 杉並区シルバー人材センター	担当部課	保健福祉部高齢者施策課
事業目的	社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。	顧客	区民高齢者及び発注者
事業内容	就業機会提供 調査研究 相談 研修・講習 普及啓発 社会参加等支援 安全就業等の推進		
内部評価 (三次評価)	<p>経済情勢など非常に厳しい状況の下で、効率化に向けた取組などにより、ほぼ例年並みの経営状況となっている。会員も毎年度100名前後増えており、地域で働くことや地域社会への貢献に対する高齢者の意欲やシルバー人材センターへの期待がうかがえる。引き続き、健全運営に努めるとともに、会員一人ひとりの技術や意識の向上や地域貢献活動の充実に向けて努力していくことが必要である。</p> <p>24年度からの中長期計画において、これまでの取組や実績を振り返るとともに、高齢者の就労活動や地域貢献活動の推進に向けたセンターの役割や位置づけを明確にしている。今後、計画に沿った取組を進め、定期的に成果や課題を確認し、目標を達成することを期待する。</p>		
外部評価			
対経営 状況 評価に	<p>定量評価指標をみると、ほぼ例年並みのなかで、個別的には改善指標が増えている。定性評価をみると、すべての分野で高い評価をつけており、バランスもよい。地域住民の高齢化が進むなかで、団体の活動が存在感を高めていることがうかがわれる。</p> <p>今後、中長期計画において明確にした目標と数値指標を結びつける際に、対応関係に留意しながら目標を管理し、はっきりとした成果に結び付くような経営を行うことが期待される。</p>		
評価表 などの 記入 方法	<p>定量的評価も定性的評価も高い水準にあるということは、成果から見た経営が良好であることを意味するが、他方で、設定された目標が妥当であるか否かを再検討する姿勢が必要である。つまり目標水準が低いのではないかという懸念である。中長期計画の戦略的方向性を明確にするということは、この点に対する答えを出すことでもある。</p>		
外部評価に対する所管の対処方針			
<p>平成23年度の目標水準は、平成17年度に策定した中長期計画(17～26年)に基づいて設定されたものであるが、本センターは平成23年度にその目的に従来の就業機会の確保に加え、社会奉仕等の活動機会の確保を明記するなどして公益社団法人の認定を受け、平成24年度を初年度とする新たな中長期計画を定めている。新計画に基づき、会員数・就業延日人員・事業収入の予想数値を新たに設定する外、地域貢献活動の指標(24～28年)も新たに設定するなど環境の変化を踏まえた評価指標の設定を検討する。</p>			

団体名	特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	担当部課	環境部環境課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・諸事業の推進を通じて、区民の環境保全行動に寄与する。 ・区民の生活環境の向上を図るとともに、活動を通して地球環境の保全、ひいては地球温暖化防止の一助となる事業を展開していく。 	顧客	一般区民
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家具、衣料品のリサイクルショップ運営 2. フリーマーケットの実施 3. 集団回収事業の実施 4. 不用品情報コーナーの運営 5. 講座・講演会等による普及啓発 6. ディッシュ・リユース・システムの運営 7. リサイクルひろばの普及啓発等 8. 環境学習支援活動の実施 		
内部評価 (三次評価)	<p>区民の環境やエネルギー問題に対する意識は、東日本大震災を契機に大きく変化している。今後は、これまでの経験や知識をさらに深め、区民の環境配慮行動をさらにリードしていく存在となることを期待する。</p> <p>23年度に杉並区外部評価委員会から受けた指摘等を踏まえて検討が行われている環境情報館については、委託の範囲や事業の実施方法、区とNPOの役割分担等の検証を十分に行い、NPO法人としてのノウハウを活かす施策を検討することが必要である。</p> <p>収益事業の工夫などにより、NPO法人としての財政基盤の強化についても引き続き取り組んでもらいたい。</p>		
外部評価			
対経営する状況に評価	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き経常収支はマイナスとなっているものの数値は大幅に改善してきており、経営努力の成果が見て取れる。 ・衣料品販売が好調のようであり、中古品の再使用に対する区民ニーズを踏まえながら、今後もこうした収益性が見込める取組みに力点を置いた事業展開が望まれる。 		
評価など表の記入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の事業目的には地球温暖化防止の一助となる事業の展開が掲げられているが、具体的な事業内容を見ると循環型社会の形成に資する事業が主となっており、温暖化防止活動に資するものが少なくとも評価表を見る限りはみあたらない。目的と手段との不整合が是正される必要がある。 		

外部評価に対する所管の対処方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は、衣料品リユース事業の第2店舗を立ち上げるにより事業の収益を高め、自主財源の増強を図ります。また、財政基盤の強化に向け、収益性が見込まれる事業を強化する等、取り組みを進めます。 ・環境情報館では、環境配慮行動の推進を目的として、資源循環型社会の形成とともに地球温暖化防止に向けた講座・講演会などの事業を行っていますが、事業実施状況においては、資源循環型社会の形成に関する事業のウエイトが大きくなっております。 ・地球温暖化の防止活動を広めていくことは重要な課題と認識しており、地球温暖化防止につながる「低炭素社会」づくりに向けた講演会や見学会を開催する等、多くの区民が関心を持ち行動につながるような事業を今後展開してまいります。 	

団体名	杉並区交流協会	担当部課	区民生活部文化・交流課
事業目的	杉並区における国内・国際交流の推進を図ることにより、活力のある開かれた地域社会の発展と心豊かな区民生活の形成に寄与する。	顧客	外国人を含む全区民及び協会会員(区外居住者を含む)
事業内容	友好都市等との友好親善に関する事業 外国都市及びその市民との交流事業 地域における国内・国際交流の推進事業 協会の広報及び情報の提供事業 調査その他の事業		
内部評価 (二次評価)	国内交流事業については、従来の自治体レベルの交流から区民・市民レベルの直接的な交流事業の拡大を図るための新たな試みを行うなど、今後に期待したい。 国際交流事業においても、台湾との中学生野球交流など新たな取組をスタートさせており、こうした新たな取組をテコとして、民間交流を拡充させていく必要がある。また、在住外国人支援事業では、今後の在住外国人の増加予想への対応として、外国人相談業務などの質の充実を図っていく必要がある。 早期に事業の見直し検討を行い、会員数の増加を図るとともに、中長期的視点に立った各事業の再構築が望まれる。		
対経営状況に 評価	行政レベルから市民レベルの交流拡大への方向性、会員組織を基礎に広く一般市民の参加型事業を指向する取組は評価できる。東京の有力自治体である杉並区が行う国内外の自治体や市民との交流、支援事業の意義は大きく、一般区民の評価や関心も高まっているものと思われる。 協会の運営経費はその全額を杉並区から補助されるため、財務的に不安定になることはないが、同時に実施事業の意義や効果が要求され期待される。イベントや講座の運営費については受益者負担で賄うべく企画されているようなので、参加者には「納得感」を持たせ、今後区からの補助金負担を極力抑えながら、諸活動の活発化を期待したい。		
評価表の 記入 方法	経営評価について、23年度は事業見直しの過渡期にあった年度である。 旧事業を対象に評価したため課題も多く示されているが、24年度に向けた立案事業についても、取り組みとして具体的に表現しても良かったかと思われる。 また、総合評価の中で、「着実な努力の成果が目に見える成果増に結びついていない」という記述があるが、行政機能の一部を担っているところでもあり、成果指標等の工夫、検討も今後の課題になるであろうか。		
外部評価に対する所管の対処方針			
現在、杉並区交流協会は、「人と人、地域と地域をつなぎ、活力ある地域社会を実現する」ことを基本理念に、これまでの事業を見直し、在住外国人のサポート、国内外の交流自治体との幅広い交流の推進、多文化共生時代の区民意識の向上、の3つを基本に事業展開を行うこととしており、外部評価の意見をも踏まえ、効果的・効率的で、また時代にふさわしい交流事業実施に努めてまいります。 これに合わせ成果指標等の改善も図り、より事業の成果が分かりやすく評価分析できるようにしていきます。			

第4章 まとめ

1 平成24年度評価を終えて

(1) 平成24年度の行政評価について

事務事業評価への外部評価

今年度の杉並区の行政評価は、評価対象である平成23年度には政策・施策の計画体系が存在しないことから事務事業評価のみの実施となり、外部評価も事務事業評価に対して行いました。

事務事業評価は本来、政策・施策への寄与という視点により行うものですが、政策・施策がないため、個々の事業の目的や指標、改善・見直しの視点、評価表の記入方法の適切性などに視点を置いた、限定的な外部評価となりました。

しかし、事務事業評価表の評価により、杉並区の行政評価の課題が改めて明らかになったと考えます。

平成24年度の評価により当委員会が課題とした点は、以下のとおりです。

評価を適切に行い、それを活かしていくためには、事業の取組から評価まで、職員が常に目標を意識している必要がある。

そのため、まず、目標を整理して評価表に記入することが求められる。目標が複数あり、さらに相互の目標が横断的に関係する場合や、目標と手段の混在を防ぐためには、箇条書きにより端的に記入するなど、項目に合致したわかりやすい内容とするべきである。

活動状況や達成度を図るための指標については、事務事業の統廃合や状況の変化に応じて見直すことはもちろん、従来から行われている事務事業についても、指標が目的に適合しているかどうか、常に点検する必要がある。

行政評価は、仕事の質の向上や効率性の改善について意識しながら行うものであり、事業の方向性が「現状維持」の場合でも、改善の姿勢を持って評価することが重要である。あわせて、課題認識にとどまらず、具体的な見通しの方向性を明らかにし、改善の考え方が区民にとってもわかりやすくなるよう、評価表の様式を改善することが望ましい。

財団等経営評価に対する外部評価について

財団等経営評価に対する外部評価は、団体による一次評価、所管課による二次評価、行財政改革推進本部会による三次評価を経て、評価表に基づいて実施しています。

各団体による取組や評価内容の充実は見られますが、昨年度も指摘したとおり、評価表のみで団体の全体像を把握することは困難であり、より客観的かつ実質的な外部評価とするためには、現地調査やヒアリング・意見交換を実施するなど、評価方法の見直しが望まれます。

財団等経営評価の役割や方法、評価表について改めて検討する必要があると考えます。

その他、委員会が指摘した事項は以下のとおりです。

団体の活動には、区の業務を補完・代替する公益的な活動と自主的・自立的活動の両面があり、どの程度、区が支援や指導などの関与を行うか、あるいは団体が自主性を発揮するかにより、経営のあり方が変わってくる。したがって、まず、団体の役割とは何なのか、設立目的に沿って明確に説明することが必要である。

評価には、経済性や効率性はもちろんのこと、団体がその役割を果たしているかという目的適合性の視点が重要である。目的に合った事業となっているか評価するとともに、指標についても、目的の達成状況を具体的に示す指標が設定されていることが望まれる。

経営状況が安定し高い評価となる場合についても、指標などの目標の設定が適正であるかどうか、課題認識が適切になされているかなどについて検証し、計画や事業に反映させていくことが必要である。

区の委託事業費や指定管理費に関しては、コスト計算や人員配置、自主事業による収益などについてどう考えるか等、難しい課題があるが、今後の団体のあり方や支援の方向も含め、区において議論を深めていただきたい。

(2) 行政評価の新たな展開に向けて

杉並区の行政評価制度は、平成11年度の導入以来、見直し・改善を進め、成熟した制度となっています。また、マネジメントサイクルの一環として定着し、事業の見直しや職員の意識改革などに大きな成果をあげてきました。

しかし、個々の事業では、形式的な評価にとどまり、目標や指標の設定という評価の基本事項について改善すべき点が見られるほか、事業の見直しや予算への反映など評価結果の有効活用や、職員の能力開発など、多くの点で依然として改善の余地が大きいものとなっています。

また、評価表により目標や手段、課題を整理し、どこに重点を置いて取り組むかを判断していくという行政評価は、OJTとしても位置付けられることから、目標などの整理の仕方が仕事の仕方につながることを意識して取り組むことが必要です。そのためにも、研修や説明会などを通じて行政評価の目的や整理の仕方について、それぞれの職場が常に同じレベルで行政評価に対応していくことが求められます。

来年度以降の行政評価については、区から、評価の目的や体系、区民アンケートの実施など、大まかな方向性が示されました。今後は、これまでの取組や成果を踏まえて、評価結果をどのように活用していくのか、区民への説明責任をどのように果たしていくのか、外部評価委員会をどのように位置付けるかなどについて、さらなる検討が待たれます。あわせて、評価の実施方策及び手順について、外部の視点を入れて検証し、また、外部評価委員会についても、対象を絞り込んで、今まで以上に委員同士の議論を踏まえた評価を行うなどにより質的充実を図ることが望まれます。

これからも、行政評価が区政に貢献できるものとなるよう、区の行政評価の結果及び制度に対して、外部評価委員会としての意見を申し上げていきたいと考えます。

2 委員の総括意見

(1) 事務事業評価・財団等経営評価に対する外部評価について

財団等の経営評価は、当該団体が区の政策遂行組織としての活動と自主的・自律的な活動の両面がありどの程度区が関与するか、団体が自主性を発揮するかによって経営のあり方が異なってくる。したがって、団体の性格付けについて、まずは明確にすることが必要である。その上で、委託事業と料金で賄う事業及び寄附金等と受益者負担で賄う事業に区分する予算・会計制度を確立して計画的かつ効果的に事業を実施できる体制を構築すべきと思われる。

今年度は、総合計画の策定期間の関係で評価対象が事務事業のレベルであったことから、政策・施策における当該事業の必要性は評価できず、指標の適切性や効率化への対応等の評価にとどまざるを得なかった。

また、現状は個々の事務事業、財団等の評価になっており、委員会全体としての合議には至っていない。外部評価に対して区が何を求めているかにもよるが、評価対象を政策・施策レベルとした、委員間の議論を踏まえた外部評価も有効ではないか。

今回は、総合計画作成途上ということで、行政評価の位置づけが明確にならなかった。しかし、振り返ってみれば、もともと杉並区の行政評価制度は、総合計画と連動していたわけではなかった。むしろ総合計画と独立して区役所の施策や事務事業を総合的に評価する仕組みとして生まれ発展してきた。

これは日本の自治体全体を見渡した時に、総合計画との連携を強く意識する評価タイプと、自治体の施策全体を見渡す独自の評価タイプに分かれているが、それぞれに自治体行政の歴史と文化的背景があるようだ。ただ今日、地方自治法の中から総合計画の策定義務が外れるという文脈の中でみれば、総合計画自体の役割の再検討が求められていることを意味する。民間企業の文脈で見れば、総合計画から戦略計画への転換であり、行政計画の文脈で見れば、施設整備計画からハード・ソフトを一体的に見渡せる計画である。こういった全国の自治体行政における努力や蓄積を踏まえて、杉並区の総合計画と評価制度を組み立てていきたい。

財団等経営評価については、基本様式も洗練されてきており、評価制度としての完成度は高いと思う。したがって、書類審査時間と意見交換がもっと行えるならば、かなり充実した評価ができるものと思っている。

外部評価による問題提起事項に対する「所管の対処方針」として、今後の課題、検討事項として取り上げられたものについて、次年度の外部評価報告において、その後なされた取組や成果の実績についての報告があると、なお有意義なものになるのではないかとと思われる。

以前から指摘されているところではあるが、財団等の経営評価に対する外部評価を所管課による内部評価と書面のみに基づいて実施するには限界がある。より客観的かつ実質的な外部評価を目指すのであれば、実体を把握するうえで必要な現地調査なり、ヒアリングなりの実施が必要となろう。

(2) 杉並区の行政評価制度について

行政評価制度の枠組みは理念として成熟しているものの、その具体的な実施（指標の設定や事業の見直し、職員の研修・能力開発あるいは予算への反映等）については依然として改善の余地は大きい。一度徹底的に実施方策及び手順についてコンサルタントや研究者、あるいは他自治体職員により検証して質的充実を図ることが望まれる。また、評価結果を活かすには良い場合も悪い場合にも予算や政策の見直し、あるいは人員配置の変更等に必ず結びつける方策をとる原則を立てれば、真剣に評価に取り組むことになるという考え方もある。現状では形式的に流れてしまっている側面がないとはいえない。

区における行政評価の実効性を担保するためには、評価結果を活かす環境整備、仕組みの見直し・改善もあわせて実施すべき。

評価精度の向上を図る方策も要検討。

評価制度とはなんなのか、もういちど考えていただきたい。「質の高い行政を実現するため」というような抽象的な目的を掲げるならば、なんでもこの中に入ってしまう。しいて総合計画の進行管理という必要もないということとなる。これも質の高い行政の構成要素であるからです。

行政評価制度とは、1980年代に日本でも欧米でも、行政の改善手段と言うよりも、行政と議会と区民とをむすぶコミュニケーションツールとして生まれました。おりしも「情報公開条例」が制定された時期とも近接していたのです。つまり、情報を開示すること（情報公開制度）と情報を提供すること（行政評価制度）が車の両輪となって、地方自治のガバナンス構造を改善してきたのです。そのなかの一つとして総合計画の改善（進行管理）があったということが出来ます。杉並区の行政評価制度はこれら多くの蓄積を踏まえて今日に至っている数少ない自治体の行政評価制度だと思います。従って今後、どのような行政評価制度をめざしていくのかについては、国際的、全国的な蓄積と動向を踏まえ検討されることを期待します。

行政評価を行う前提として、行政が政策目的に適合した活動指標及び成果指標の設定を行い、その達成を図る取組がなされているかが重要となる。

事務事業・団体等によっては事業活動に直接リンクする適切な指標の選定が難しいものもあるが、常に行政目的にかなう適切なものへの見直し検討を、引き続きの課題として求めたい。

所管課による事務事業評価において、課題認識が示されているものの、当該課題解決につながるような具体的かつ実現可能性が見込める改善・見直しの方向性が十分に明らかにされていない場合がみられた。課題解決（目標達成）に資する手段の提示が体系的になされる必要がある。

【資料1】 外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
おく まみ 奥 真美	公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策 コース長・教授 内閣府「官民競争入札等監理委員会」専門員
た ぶち ゆき こ 田 澗 雪 子	行政経営コンサルタント 文部科学省独立行政法人評価委員会 委員 さいたま市行財政改革有識者会議 委員 鎌倉行革市民会議 委員
なな まつ まさる 七 松 優	日本公認会計士協会 東京会杉並会幹事 公認会計士 税理士
やま もと きよし 山 本 清	東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
よし かわ とみ お 吉 川 富 夫	公立大学法人県立広島大学経営情報学部教授 広島県経済財政会議委員 大阪府市統合本部特別参与

は会長

所属は、平成 25 年 3 月現在です。

【資料2】 平成24年度外部評価委員会の活動

回	日 程	議 事
第1回	平成 24 年 7 月 9 日	(1)平成 24 年度外部評価の進め方について
第2回	平成 24 年 11 月 2 日	(1)平成 24 年度の外部評価について (2)平成 25 年度以降の行政評価について
第3回	平成 24 年 12 月 13 日	(1)平成 22 年度入札及び契約に関する外部評価について
第4回	平成 25 年 2 月 1 日	(1)平成 24 年度行政評価に対する外部評価について (2)個別外部監査テーマ候補の推薦について (3)平成 25 年度以降の行政評価について

【資料3】

杉並区外部評価委員会設置要綱

〔平成14年9月6日〕
杉政企発第77号

改正 平成24年3月23日杉並第65110号

経営評価について、23年度は事業見直しの過渡期にあった年度である。

旧事業を対象に評価したため課題も多く示されているが、24年度に向けた立案事業についても、取り組みとして具体的に表現しても良かったかと思われる。

また、総合評価の中で、「着実な努力の成果が目に見える成果増に結びついていない」という記述があるが、行政機能の一部を担っているところでもあり、成果指標等の工夫、検討も今後の課題になるであろうか。

(設置)

第1条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員5名をもって構成する。

2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画課、総務部経理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月11日から施行する。

附 則(平成24年3月23日杉並第65110号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

平成 2 4 年度
杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

24-0137

平成 2 5 年 3 月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>